

第41回 J-クレジットを創出するためのステップ解説

J-クレジットを創出するための流れについて、ステップに分けて解説していきます。

J-クレジットを創出するには主に以下の8つのステップがあります。

- ① 方法論の確認
- ② プロジェクト計画書の作成
- ③ プロジェクト計画書の妥当性確認
- ④ プロジェクトの登録
- ⑤ プロジェクトの実施
- ⑥ モニタリング報告書の作成
- ⑦ モニタリング報告書の検証
- ⑧ クレジット認証・発行

〈プロジェクト登録〉

① 方法論の確認

J-クレジットは環境にやさしい活動であればすべて認められるというわけではありません。制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）が定める「方法論」に規定された温室効果ガス排出削減・吸収活動（以下「削減活動等」という。）を行った場合にのみ、制度管理者より J-クレジットが認証・発行されます。

2024 年 2 月末日現在では方法論の数は 72 種あり、この 72 種の中から自分たちが実施しようとしている活動に適用できるものがあればクレジットを創出できます。

方法論一覧：<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>

なお、方法論を新しく提案することも可能ですが、温室効果ガス排出削減量・吸収量の根拠となる資料（論文等）の収集等が必要となり、新しい方法論の策定には、ある程度の時間を要します。

一般的に環境によさそうな活動、例えば「公共交通の利用」や「レジ袋の使用量の削減」といった活動であっても、方法論に載っていない活動では J-クレジットを創出することが出来ません。まずは、検討している削減活動等が既存の方法論に適用できるかどうかを確認することが必要です。

なお、J-クレジットのプロジェクト登録には「対象とする機器の設置から 2 年以内にプロジェクト登録を終える」「対象とする機器の投資回収年数が 3 年以上」という条件があるので、最初の段階で当該条件に合致するかどうか確認が必要です。ただし、いくつかの削減活動等については、投資回収年数の計算を省略しても良いもの（ポジティブリスト）もありますので、こちらを併せて確認してください。

ポジティブリスト：<https://japancredit.go.jp/about/methodology/>

（URL の一番下にポジティブリストの一覧があります）

② プロジェクト計画書の作成

自らの削減活動等に適した方法論が見つければ、プロジェクト登録申請に必要なプロジェクト計画書を作成します。

プロジェクト計画書の雛形は、排出削減プロジェクト（通常型）、森林管理プロジェクト（通常型／プログラム型）、排出削減プロジェクト（プログラム型）の3種類が用意されており、申請件数が多い方法論については作成例も掲載されています。

J-クレジット申請書類：<https://japancredit.go.jp/application/document/>

また、同様の削減活動等を他者が既にプロジェクト登録している場合、プロジェクト計画書がJ-クレジットHPに掲載されていますので、参考にすることができます。

J-クレジット登録プロジェクト：<https://japancredit.go.jp/project/>

さらに、プロジェクト計画書の作成に困った場合は、J-クレジット制度事務局への問い合わせやJ-クレジットプロバイダー等の専門家に相談するほか、当局管内であれば中部経済産業局のJ-クレジット相談窓口にも相談することも可能です。

J-クレジットプロバイダー：<https://japancredit.go.jp/market/offset/>

J-クレジットのプロジェクトの登録形態には2種類あり、基本的に1つの工場・事業所等における温室効果ガス削減活動等を1つのプロジェクトとして登録する「通常型」と、複数の削減活動等を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録する「プログラム型」があります。この「プログラム型」は、取りまとめてプロジェクト登録を行うため、登録や審査等にかかる手続きやコストを減らせるメリットがあります。複数の省エネ設備や太陽光発電設備をとりまとめてプロジェクト登録することが可能です。

③ 妥当性の確認

プロジェクト計画書が正しく記載されているかどうか、方法論に適合しているかどうかを第三者の目によって審査する「妥当性確認」を行う必要があります。

妥当性確認ができるのは、J-クレジット制度管理者によって登録された「審査機関」のみです。

審査機関一覧：<https://japancredit.go.jp/about/vvb/>

この審査機関は民間事業者であり、各機関において確認できる方法論や費用等も異なりますので、ある程度出来上がったプロジェクト計画書をもとに複数の審査機関から見積りを取ると良いと思います。また、審査依頼が集中しているなど、審査機関によっては審査が数ヶ月待ちという場合もあるため、余裕をもって審査依頼を行いましょう。

審査機関の妥当性確認では、プロジェクト計画書の内容はもとより、計画書作成のために使用した根拠書類、各種データ、データの収集方法（モニタリング方法）、プロジェクトに関係する機器（例えばデータロガーや、ボイラーに付帯する送風ファンや燃料運搬用のトラックとその経路等）の状況、プロジェクトの管理体制などについても確認されます。さらに現場確認も行われ、書類上では見えてこなかったモニタリング方法のリスクの点検や

プロジェクトに関係する追加の設備がないかも厳しくチェックされます。発見された場合は、審査機関からの指摘を踏まえて適切に修正する必要があります。

指摘事項に全て対応してプロジェクト計画書が出来上がると、審査機関は「妥当性確認報告書」を作成します。これによりプロジェクト計画書は登録申請に相応しいと妥当性を得たことになります。

④ プロジェクトの登録

妥当性確認を終えた後に、「妥当性確認報告書」やプロジェクト計画書を含む登録申請書類一式をJ-クレジット制度事務局に提出します。

J-クレジット制度事務局にプロジェクトの登録を申請する際は、基本的に自身のJ-クレジット口座画面から申請が必要となるので、申請までに自らのJ-クレジット口座を開設しておく必要があります。

提出された申請書はJ-クレジット認証委員会で審議されます。J-クレジット認証委員会は年間に複数回開催されます。J-クレジット認証委員会は事前に開催日が決まっており、各認証委員会には開催日の数週間前までに審査のための書類提出締切日が設定されているため、その締切に間に合うように提出します。締切に間に合わなかったものは、次回の認証委員会での審議となります。

J-クレジット認証委員会：https://japancredit.go.jp/authentication_committee/

J-クレジット認証委員会で計画が承認されると、プロジェクト登録が完了し、J-クレジット制度HPに公開されます。

ここまでがプロジェクトの登録までの流れとなります。

プロジェクト計画書の作成をはじめからプロジェクトの登録までに約3～6ヶ月かかると言われています。手続支援等も活用しながらプロジェクト登録手続きを進めていきましょう。

〈プロジェクトの実施～クレジット認証〉

⑤ プロジェクトの実施

登録したプロジェクト計画に基づいて設備の運用や削減活動等を実施します。プロジェクト実施期間中は、登録したプロジェクト計画に定めた「モニタリング項目」に沿ってモニタリングを実施します。例えば、太陽光発電設備のモニタリングでは、発電量(kWh)の実績を収集できる体制を整え記録します。

機械的にデータを収集できる体制が整えられるのであれば収集漏れ等についてそれほど心配する必要は無いですが、目視でデータを収集する場合は、ヒューマンエラーを防ぐために、ダブルチェックの体制の構築や計測係の人員の固定化などの工夫が必要になります。プロジェクト実施期間は長期にわたるので、プロジェクト途中でのモニタリング担当者の人事異動や組織体制の変更の可能性もありますが、そうした場合でも、しっかり引継を行いプロジェクトが継続できるようにすることが大切です。モニタリングの関係者が多数に及ぶ場合も考えられますので、関係者全員がモニタリングについて正しい認識を持ち、モニタリングデータの正確性の責任を持つ合意を得ておくことも重要です。

⑥ モニタリング報告書の作成

プロジェクトを実施し、モニタリングデータが収集できたら、モニタリング報告書を作成します。モニタリング報告書はプロジェクト登録時点で定められたモニタリング項目と計算方法を用いるため、プロジェクト計画書を改めて確認して進める必要があります。

なお、モニタリング報告書の作成の際、プロジェクトの軽微な変更（社名の変更や代表者の変更など）がある場合には、その変更申請もモニタリング報告申請の際に併せて行うことができます。モニタリング報告書作成について疑問が出ましたら、各地方の経済産業局のJ-クレジットの相談窓口やJ-クレジット制度事務局に問い合わせ、どのようなデータを収集すべきか、モニタリング方法の記載方法などについて助言をもらうことも可能です。

⑦ モニタリング報告書の検証

モニタリング報告書がある程度出来たら、審査機関に一度提出し、検証のための見積を取得します。プロジェクト登録の際の妥当性確認とは異なる機関でも受け付けてもらえますが、同じ機関であれば、当該プロジェクトの内容が理解されているため、検証が比較的円滑に進みます。

なお、モニタリング報告書の検証でも現地検証を行います。現地検証の際はあらかじめ必要書類を確認し、検証対応時に不足が無いように準備しておきましょう。

⑧ クレジット認証・発行

現地検証が終わり、検証機関から検証報告書が発行された後、プロジェクト実施者はモニタリング報告書をJ-クレジット口座を通じてJ-クレジット制度事務局に提出し、認証委員会での審議を待ちます。認証委員会は年度内に5回程度開催され、それぞれの開催日の数週間前までに審査のための書類提出締切日が設定されているため、その締め切りに間に合うようにモニタリング報告書を提出します。締め切りに間に合わなかったものは、次の認証委員会での審議となります。

認証委員会における承認が得られるとJ-クレジットが発行されます。発行されたクレジットは認証委員会の終了の数日後にプロジェクト実施者のJ-クレジット口座に移転されます。

このように、J-クレジットを創出するためには、ステップを踏んだ各種手続きや、長い期間の削減活動等が必要となりますが、相談窓口や支援制度等を活用いただきながら、J-クレジットの創出に取り組んでいただきたいと思います。